

2012年4月17日  
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—上海市国家税務局、上海市地方税務局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス  
(第218号)

## 上海市税務局、区(県)を跨ぐ 移転税務登記の申請ルート进行调整 ～移転手続のさらなる円滑化に期待～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市国家税務局および上海市地方税務局は、2012年2月22日付で『上海市企業の税務登記の区(県)を跨ぐ移転申請ルートの調整に関する公告』(上海市国家税務局、上海市地方税務局公告2012年第1号、以下、『1号公告』という)を公布しました。『1号公告』は、上海市企業の区県を跨ぐ移転税務登記管理を一層強化するため、上海市納税者の区県を跨ぐ移転に係る申請ルートの調整について規定したもので、2012年3月1日より施行されています。

企業が区県を跨いで移転する場合、転出地の税務当局にとっては税収の減少につながるため、手続を遅らせる等の行為により、移転手続がスムーズに進まず、企業の事業運営にも影響を及ぼしていました。これを解決するため、上海市財政局、上海市国家税務局および上海市地方税務局は2009年3月4日付で『企業の区を跨ぐ移転管理に対する強化に関する通達』(滬財預[2009]21号)を公布し、スムーズな手続の要求、違反行為の処理、企業移転に関する区県の利益の調整等について規定しました。さらに2009年8月26日には、上海市国家税務局および上海市地方税務局により『「移転抹消税務登記管理弁法」の印刷配布に関する通達』(滬国税征科[2009]11号)が公布され、企業移転に関する転出および転入の処理手続について改めて規定し、2009年9月1日より施行されていました。

これらの規定の公布により、状況は多少改善されたものの、さらなる改善を図り、企業の移転に係る手続をより円滑にするため、『1号公告』では改めて移転税務登記の申請について規定し、税務機関による企業の正常な移転を妨害する行為に対しては、期限を設けて是正させる等、引き続き厳格に対処する旨が規定されています。

『1号公告』では、上海市の区県を跨ぐ移転に関する税務抹消登記のオンライン申請および窓口申請の手続フローについて、以下の通り規定しています。

オンライン申請					
www.tax.sh.gov.cn					
申請					
納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上海税務ホームページ → 「オンライン税金手続（网上办税）」 → 「オンライン移転抹消業務申請手続（网上办理迁移注销业务申请）」にアクセス。</li> <li>◆ 「移転抹消税務登記申請書」を記入し、上海税務ホームページにアップロード。</li> </ul>				
↓					
事前受理					
受理処	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 納税者がアップロードした「移転抹消税務登記申請書」を受理した後、徴収管理システムを検索し、当該納税者に以下の4つの状況が存在するか否かを審査。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係する市レベル以上の査察案件が未完了である。</li> <li>・ 税金が未清算である。</li> <li>・ 申請に基づく関連税金事項が審査未完了である。</li> <li>・ 企業所得税の確定申告期間内に清算が未完了である。</li> </ul> </li> </ul>	1 営業日			
	<table border="1"> <tr> <td>4つの状況のいずれかが存在する場合</td> <td>4つの状況が存在しない場合</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上海税務ホームページを通じて納税者に「オンライン移転抹消税務登記不受理通知書」を返送し、フローは取りやめ。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上海税務ホームページを通じて「オンライン移転抹消税務登記事前受理単」を返送。</li> <li>◆ 徴収管理システムで転出地分局に現地調査事項を発起。</li> </ul> </td> </tr> </table>	4つの状況のいずれかが存在する場合	4つの状況が存在しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上海税務ホームページを通じて納税者に「オンライン移転抹消税務登記不受理通知書」を返送し、フローは取りやめ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上海税務ホームページを通じて「オンライン移転抹消税務登記事前受理単」を返送。</li> <li>◆ 徴収管理システムで転出地分局に現地調査事項を発起。</li> </ul>
4つの状況のいずれかが存在する場合	4つの状況が存在しない場合				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上海税務ホームページを通じて納税者に「オンライン移転抹消税務登記不受理通知書」を返送し、フローは取りやめ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上海税務ホームページを通じて「オンライン移転抹消税務登記事前受理単」を返送。</li> <li>◆ 徴収管理システムで転出地分局に現地調査事項を発起。</li> </ul>				
転出地分局	—	4 営業日			
↓					
正式受理*					
受理処	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 輸出税金還付資格を持っている納税者に対して、転出地分局で資格を取り消すよう納税者に電話で通知。</li> </ul>				
納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ オンラインフィードバック情報に基づき、「オンライン移転抹消税務登記事前受理単」で規定されている以下の資料を持ち、受理処窓口で関連手続。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業許可証およびその他の設立登記証書の原本とコピー</li> <li>・ 住所証明（産権証もしくは賃貸協議）の原本とコピー</li> <li>・ 税務登記証明書類の原本とコピー</li> <li>・ 公印を押印した「移転抹消税務登記申請書」</li> </ul> </li> </ul>				
受理処	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 再度徴収管理システムを検索し、異議がない場合、正式に受理。</li> <li>◆ その場で納税者に以下の書類を発行。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「移転抹消税務登記受理単」</li> <li>・ 「移転抹消税務登記申請認可表」</li> <li>・ 「移転抹消税務登記清税清票申請審査表」</li> </ul> </li> <li>◆ 徴収管理システム上で、受理文書を転出地分局に転送。</li> </ul>				
転出地分局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 『「移転抹消税務登記管理弁法」の印刷発行に関する通達』（滬国税征科 [2009] 11号）の規定に基づき、納税者の移転抹消を完了。</li> </ul>	25 営業日			

※納税者の生産経営現地状況が事実である場合、上述の正式受理を行う。

生産経営住所が移転要求に合致しないとき、納税者に異議がない場合、これで申請は取りやめとなる。納税者に異議がある場合、受理処は転出地分局と共同で納税者の場所に対して再度調査を行い、調査状況に基づき、同上の処理を行う。

窓口申請		
受理処住所：上海市陸家浜路 1060 号 1 号楼 2 楼 電話番号：63185500*1235		
申請		
納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 以下の資料を持ち、受理処窓口に移転抹消申請を提出。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業許可証およびその他の設立登記証書の原本とコピー</li> <li>・ 住所証明（産権証もしくは賃貸協議）の原本とコピー</li> <li>・ 税務登記証明書類の原本とコピー</li> <li>・ 公印を押印した「移転抹消税務登記申請書」</li> </ul> </li> </ul>	
↓		
事前受理		
受理処窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 納税者が提出した資料を審査。</li> <li>◆ 徴収管理システムを検索し、当該納税者に以下の 4 つの状況が存在するか否かを審査。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係する市レベル以上の査察案件が未完了である。</li> <li>・ 税金が未清算である。</li> <li>・ 申請に基づく関連税金事項が審査未完了である。</li> <li>・ 企業所得税の確定申告期間内に清算が未完了である。</li> </ul> </li> </ul>	当日
	4 つの状況のいずれかが存在する場合	4 つの状況が存在しない場合
転出地分局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 納税者が転出地分局で解決した後、再度受理処に移転申請を提出するよう告知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ その場で納税者に「移転抹消税務登記事前申請受理書」を発行。</li> <li>◆ 徴収管理システムで転出地分局に現地調査事項を発起。</li> </ul>
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 移転抹消場所の調査を完了し、調査状況を徴収管理システムに入力。</li> </ul>
↓		
正式受理		
オンライン申請の正式受理と同様。		

なお、企業所得税の確定申告期間中である納税者については、年度申告の手続完了、ならびに追加納付および税金還付等の完了を待ってから再度申請する必要があります。

『1 号公告』では、移転税務登記申請の審査および手続は上海市税務局が行い、調査および移転抹消は転出地分局が行うと規定され、また上海市税務局が現地調査事項を発起したことを受けて転出地分局が調査を 4 営業日以内で行うと規定される等、申請手続フローにおけるそれぞれのステップと役割が明確にされました。『1 号公告』の公布により、企業の区を跨ぐ移転に伴う税務登記申請手続の遅延等の改善が期待されており、今後の動向が注目されます。

『1 号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および 8 ページにございます中国語原文をご参照ください。

関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

## 上海市国家税務局、上海市地方税務局

### 上海市国家税務局、上海市地方税務局公告 2012 年第 1 号

#### 『上海市企業の税務登記の区（県）を跨ぐ移転申請ルートの調整に関する公告』

上海市企業の区県を跨ぐ移転税務登記管理を一層規範化するため、2012 年 3 月 1 日より上海市納税者の区県を跨ぐ移転の申請ルートを調整することを決定する。具体的には以下の通り。

#### 一、申請方法

上海市納税者の区県を跨ぐ移転については、直接上海税務ホームページで抹消申請を提出することができ、上海市税務登記受理処（以下、受理処と略称する）窓口にも申請を提出することもできる。

#### 二、手続のフロー

##### （一）オンライン申請

##### 1. 申請。

納税者は CA 証書を使用して上海税務ホームページの「オンライン税金手続（网上办税）」の「オンライン移転抹消業務申請手続（网上办理迁移注销业务申请）」のモジュールにアクセスし、要求に基づき「移転抹消税務登記申請書」（添付資料 1 参照）を記入し、かつ上海税務ホームページにアップロードする。

##### 2. 事前受理。

受理処は納税者がアップロードした「移転抹消税務登記申請書」を受理した後、1 営業日以内に徴収管理システムを検索し、当該納税者に以下の 4 つの状況が存在するか否かを審査しなければならない。

- (1) 関係する市レベル以上の査察案件が未完了である。
- (2) 税金が未清算である。
- (3) 申請に基づく関連税金事項が審査未完了である。
- (4) 企業所得税の確定申告期間内に清算が未完了である。

納税者に以上の4つの状況のいずれかが存在する場合、受理処は上海税務ホームページを通じて納税者に「オンライン移転抹消税務登記不受理通知書」（添付資料2参照）を返送し、同時にフローは取りやめとなる。以上の4つの状況が存在しない場合、上海税務ホームページを通じて「オンライン移転抹消税務登記事前受理単」（添付資料3参照）を返送し、同時に徴収管理システムで転出地分局に現地調査事項（添付資料4「移転抹消税務登記現地調査状況表」参照）を発起し、転出地分局は4営業日以内に移転抹消現地調査任務を完了し、かつ調査状況を徴収管理システムに入力しなければならない。

### 3. 正式受理。

受理処は、転出地分局がフィードバックした調査情報に基づき、以下の通り処理を行う。

- (1) 生産経営現地状況が事実である場合（輸出税金還付資格を持っている納税者に対して、受理処はまず転出地分局で資格を取り消すよう納税者に電話で通知する）、納税者はオンラインフィードバック情報に基づき、「オンライン移転抹消税務登記事前受理単」で規定されている資料を持ち、受理処窓口で関連手続を行う。受理処は再度徴収管理システムを検索し、異議がない場合、正式に受理し、その場で納税者に「移転抹消税務登記受理単」（添付資料5参照）、「移転抹消税務登記申請認可表」（添付資料6参照）、「移転抹消税務登記清税清票申請審査表」（添付資料7参照）を発行し、同時に徴収管理システム上で、受理文書を転出地分局に転送する。転出地分局は『「移転抹消税務登記管理弁法」の印刷発行に関する通達』（滬国税征科[2009]11号）の規定に基づき、25営業日以内に納税者の移転抹消を完了しなければならない。
- (2) 生産経営住所が移転要求に合致しないとき、納税者に異議がない場合、これで申請は取りやめとなる。納税者に異議がある場合、受理処は転出地分局と

共同で納税者の場所に対して再度調査を行い、調査状況に基づき、同上の処理を行う。

(二) 窓口申請

1. 申請。

納税者は、資料（添付資料 8 参照）を持ち、受理処窓口に移転抹消申請を提出する。

2. 事前受理。

受理処窓口の受理職員は、納税者が提出した資料を審査し、同時に徴収管理システムを検索し、当該納税者に以下の 4 つの状況が存在するか否かを審査しなければならない。

- (1) 関係する市レベル以上の査察案件が未完了である。
- (2) 税金が未清算である。
- (3) 申請に基づく関連税金事項が審査未完了である。
- (4) 企業所得税の確定申告期間内に清算が未完了である。

納税者に以上の 4 つの状況のいずれかが存在する場合、納税者が転出地分局で解決した後、再度受理処に移転申請を提出するよう告知する。以上の 4 つの状況が存在しない場合、受理職員はその場で納税者に「移転抹消税務登記事前申請受理書」（添付資料 9 参照）を発行し、同時に徴収管理システムで転出地分局に現地調査事項を発起する。転出地分局は 4 営業日以内に移転抹消場所の調査を完了し、かつ調査状況を徴収管理システムに入力しなければならない。

3. 正式受理。

フローはオンライン申請の正式受理と同様。

三、 その他

- (一) 企業所得税の確定申告期間中である納税者については、確定申告の終了（年度申告の手続完了、かつ追加納付および税金還付等の完了）を待ってから再度申請する。

オンラインで年度申告を行い、かつ追加納付の必要がある納税者については、まず主管税務機関へ赴き、紙ベースの納付書を印刷し、追加納付手続を行うことができる。税金還付の必要がある納税者については、まず主管税務機関に赴き、税金還付手続を行うことができる。

(二) 上海税務ホームページアドレス : [www. tax. sh. gov. cn](http://www.tax.sh.gov.cn)

受理処住所 : 陸家浜路 1060 号 1 号楼 2 楼 ; 電話 : 63185500\*1235。

(三) 税務機関による企業の正常な移転行為の妨害に対する苦情については、究明した上、厳格に処理する。通達をもって批判し、かつ期限内に是正するよう命じる。

四、本公告は 2012 年 3 月 1 日より施行する。

- 附件 : 1. 移転抹消税務登記申請書  
2. オンライン移転抹消税務登記不受理通知書  
3. オンライン移転抹消税務登記事前受理単  
4. 移転抹消税務登記現地調査状況表  
5. 移転抹消税務登記受理単  
6. 移転抹消税務登記申請審査表  
7. 移転抹消税務登記清税清票申請審査表  
8. 納税者申請移転抹消要提出資料  
9. 移転抹消税務登記事前申請受理書

上海市国家税務局

上海市地方税務局

2012 年 2 月 22 日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行 (中国) 有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

**上海市国家税务局、上海市地方税务局**  
**上海市国家税务局、上海市地方税务局公告 2012 年第 1 号**  
**《关于调整本市企业税务登记跨区（县）迁移申请渠道的公告》**

为进一步规范本市企业跨区县迁移税务登记管理，决定自 2012 年 3 月 1 日起，调整本市纳税人跨区县迁移的申请渠道。具体如下：

**一、 申请方式**

本市纳税人跨区县迁移可直接通过上海税务网站提出注销申请，也可向市税务登记受理处（以下简称受理处）大厅提出申请。

**二、 操作流程**

**（一） 网上申请**

**1. 申请。**

纳税人使用 CA 证书进入上海税务网站“网上办税”中的“网上办理迁移注销业务申请”模块，按要求填写《迁移注销税务登记申请书》（见附件 1），并上传到上海税务网站。

**2. 预受理。**

受理处收到纳税人上传的《迁移注销税务登记申请书》后，应在 1 个工作日内查询征管系统，审核该纳税人是否存在以下四种情况：

- （1） 涉及市级以上稽查案件未办结的；
- （2） 税款未结清的；
- （3） 依申请涉税事项未终审的；
- （4） 企业所得税汇算清缴期内尚未完成清算的。

如纳税人存在以上四种情况之一的，受理处通过上海税务网站向纳税人回复《网上迁移注销税务登记不予受理通知书》（见附件 2），同时终止流程；如不存在以上四种情况的，则通过上海税务网站回复《网上迁移注销税务登记预受理单》（见附件 3），同时在征管

系统中向迁出分局发起场地核查事项（见附件 4《迁移注销税务登记场地核查情况表》），迁出分局应在 4 个工作日内完成迁移注销场地核查任务，并将核查情况录入征管系统。

3. 正式受理。

受理处根据迁出分局反馈的核查信息作如下处理：

- (1) 如生产经营场地情况属实的（对具有出口退税资格的纳税人，受理处先电话通知纳税人到迁出分局取消资格），纳税人根据网上反馈信息，携带《网上迁移注销税务登记预受理单》上所规定的资料，到受理处大厅办理相关手续。受理处再次查询征管系统，如无异议的则正式受理，当场向纳税人发放《迁移注销税务登记受理单》（见附件 5）、《迁移注销税务登记申请审批表》（见附件 6）和《迁移注销税务登记清税清票申请审核表》（见附件 7），同时经征管系统将受理文书转迁出分局。迁出分局应根据《关于印发〈迁移注销税务登记管理办法〉的通知》（沪国税征科〔2009〕11 号）规定，在 25 个工作日内完成纳税人的迁移注销。
- (2) 如生产经营地址不符合迁移要求的，若纳税人没有异议，则此申请终止；若纳税人有异议，受理处会同迁出分局对纳税人的场地再次进行核查，根据核查情况同上处理。

(二) 上门申请

1. 申请。

纳税人携带资料（见附件 8）到受理处大厅提出迁移注销申请。

2. 预受理。

受理处大厅受理人员审核纳税人提供的资料，同时查询征管系统，审核该纳税人是否存在以下四种情况：

- (1) 涉及市级以上稽查案件未办结；
- (2) 税款未结清；
- (3) 依申请涉税事项未终审；
- (4) 企业所得税汇算清缴期内尚未完成清算。

如纳税人存在以上四种情况之一的，告知纳税人到迁出分局办结后再向受理处提出迁移申请；如不存在以上四种情况的，受理人员当场向纳税人发放《迁移注销税务登记预申请受理回执》（见附件 9），同时在征管系统向迁出分局发起场地核查事项。迁出分局应在 4 个工作日内完成迁移注销场地的核查，并将核查情况录入征管系统。

### 3. 正式受理。

流程同网上申请的正式受理。

## 三、 其他

- （一） 对正处在企业所得税汇算清缴期间的纳税人，待汇算清缴结束（即办理完年度申报并完成补税和退税等）后再申请。

对网上进行年度申报且需补税的纳税人，可先行前往主管税务机关打印纸质缴款书办理补税手续；对需退税的纳税人，可先行前往主管税务机关办理退税手续。

- （二） 上海税务网站网址：[www.tax.sh.gov.cn](http://www.tax.sh.gov.cn)

受理处地址：陆家浜路 1060 号 1 号楼 2 楼；电话：63185500\*1235。

- （三） 对税务机关扰乱企业正常搬迁行为的投诉，一经查实，将严肃处理，通报批评，并责令限期改正。

## 四、 本公告自 2012 年 3 月 1 日起施行。

- 附件：1. 迁移注销税务登记申请书  
2. 网上迁移注销税务登记不予受理通知书  
3. 网上迁移注销税务登记预受理单  
4. 迁移注销税务登记场地核查情况表  
5. 迁移注销税务登记受理单  
6. 迁移注销税务登记申请审批表  
7. 迁移注销税务登记清税、清票申请审核表

8. 納税人申請迁移注销需提供资料
9. 迁移注销税务登记预申请受理回执

上海市国家税务局

上海市地方税务局

二〇一二年二月二十二日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。